

大分県指定種子生産ほ場等審査要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県主要農作物種子制度基本要綱（以下「基本要綱」という）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審査員等)

第2条 知事は、基本要綱第5条第4項によりほ場審査及び生産物審査（別表第1及び別表第2を除き、以下「審査」という。）をさせるため、審査員を県職員の中から任命する。

2 審査員は、農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループの研究者および振興局の普及業務担当職員とする。

3 審査員は、審査を行う場合は、種子審査員証（第1号様式）を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

4 知事は、審査において必要と認めるときは、審査補助員を委嘱することができる。

(審査の手続き)

第3条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、明確に区分されたほ場ごとに標札（第2号様式）を立てなければならない。

2 前項の標札は、審査の結果不合格となったときは、除去しなければならない。

(審査の立会い)

第4条 審査員は、ほ場審査の実施に当たって、指定種子生産者及び大分県主要農作物改善協会、大分県農業協同組合等関係団体を審査に立ち合わせるものとする。

(ほ場審査)

第5条 ほ場審査は、稲及び麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）にあっては出穂期及び糊熟期、大豆にあっては開花期及び成熟期の2期に分けて行うものとし、明確に区分されたほ場ごとの変種の有無等につき別表第1のほ場審査合格基準に基づいて合格又は不合格を決定するものとする。

(生産物審査)

第6条 生産物審査は、前条のほ場審査に合格したもののみについて行うものとし、発芽率等につき別表第2の生産物審査合格基準並びに審査方法に基づいて合格又は不合格を決定するものとする。

(審査の中止)

第7条 審査員は、次の各号の一に該当する行為があるときは、審査を中止することができる。

1 第3条の標札を立てていないとき。

2 指定種子生産者が正当の理由なく審査に立ち会わないとき、又は審査員の指示に従わないとき。

(証明書の交付)

第8条 県農林水産研究指導センター長は、審査員から報告を受けた審査結果に基づき、

基本要綱第6条に規定する生産物審査証明書を交付するものとする。

(報告書の提出)

第9条 農林水産研究指導センター長は、前条の結果について、主要農作物種子審査成績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）
ほ場審査合格基準

審査項目 種子生産 ほ場の種類	最高限度				
	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
稲 (原原種生産ほ場・原種生産ほ場・指定種子生産ほ場)	含まない。	作物の生育に影響を及ぼす程度の雑草のほ場表面の占有率が、10%程度以下。	ばか苗病及び心枯線虫病を含まない。	20%	特に異常な生育を示していない。
麦類 (原原種生産ほ場・原種生産ほ場・指定種子生産ほ場)	含まない。	作物の生育に影響を及ぼす程度の雑草のほ場表面の占有率が、10%程度以下。	黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病を含まない。	20%	特に異常な生育を示していない。
大豆 (原原種生産ほ場・原種生産ほ場・指定種子生産ほ場)	含まない。	作物の生育に影響を及ぼす程度の雑草のほ場表面の占有率が、10%程度以下。	ウイルス病、黒とう病及び紫斑病を含まない。	20%	特に異常な生育を示していない。

1 定義

- 1) 変種：審査対象品種のうち、変異を生じている個体をいう。
- 2) 異品種：審査対象品種を除いた当該主要農作物の品種をいう。
- 3) 異種類の農作物：当該主要農作物の種類を除いた他の農作物をいう。

2 審査の基本事項

- 1) 審査の対象となるほ場は、次の三種類とする。
原原種生産ほ場・原種生産ほ場・指定種子生産ほ場
- 2) 種子生産用種子の取扱い
 - (1) 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者等の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者等が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。
 - (2) 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。
 - (3) 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、知事が特に認めた場合には、原原種又は一般種子を用いることができる。
- 3) 審査の単位
農道、あぜ、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を一単位とする。
- 4) 審査の時期及び回数
次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、

種子伝染性の病害又は虫害の発生するおそれのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。更に、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

種類\審査時期	第1期	第2期
稲及び麦類	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

5) ほ場の隔離

- (1) 種子生産が行われる作物と同じ作物が前作に栽培されていた場合には、前作の収穫後一年以上を経過したほ場でなければならない。ただし、前作に同一作物で同一品種の種子生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合には、この限りでない。
- (2) 隣接に同一作物のほ場がある場合には、用排水路、あぜ、垣根、裸地等によって区分され、十分な距離が確保されていなければならない。ただし、出穂期又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合には、この限りでない。

3 審査方法

1) 変種、異品種及び異種類の農作物

明確に区分されたほ場ごとの全株について審査を行う。

2) その他の項目

ほ場一単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し、農作物の外観を審査する。

別表第2（第6条関係）
生産物審査合格基準

種類\審査項目	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
稲（／原原種／ 原種／一般種子 ／）	90%	含まない。	含まない。	0.2%	ばか苗病、心枯線虫 病を含まない。 その他の病虫害粒の 総発生量0.5%
麦類（／原原種 ／原種／一般種 子／）	80%	含まない。	含まない。	0.2% ただしカラスムギ、カラ スノエンドウを殆ど含 まない。	黒穂病を含まない。 その他の病虫害粒の 総発生量0.5%
大豆（／原原種 ／原種／一般種 子／）	80%	含まない。	含まない。	含まない。	ウイルス病、黒とう 病、紫斑病を含ま ない。 その他の病虫害粒の 総発生量10%

1 定義

- 1) %（百分率）：発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。
- 2) 発芽率：審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。
- 3) 異品種粒：審査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類の純種子粒をいう。
- 4) 異種穀粒：当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

2 審査の基本事項

1) 審査の単位

一包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を一単位とすることができる。

2) 審査の時期及び回数

審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な時期に、更に、審査を行うことができる。

3) 種子の調製

(1) 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設及び設備について、次の項目を確認しなければならない。

- イ) 調製にあたって混種が起らないような方法が採られていること。
- ロ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
- ハ) 調製作業並びに種子の購入及び搬出に関する記録が適正に保存されていること。

二) 調製作業の責任者が確保されていること。

- (2) 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

3 審査方法

1) 審査試料の抽出方法

次のいずれかの方法で行う。

(1) 毎個審査

一包装ごとに抜取審査する。

(2) 抽出審査

均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50個以下	17個	0個
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1000	150	10

審査の結果、不良個袋数がこの表に掲げる数を超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。この場合、不良個袋は、取り除くものとする。

(3) ばら審査

次のいずれかの方法で採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成し、審査する。

イ) 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の千分の一以上を採取する。

ロ) イ) 以外の場合で大型の出荷容器を用いる場合

審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5箇所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

2) 発芽率測定方法

(1) 測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、2反覆計 200粒とする。

(2) 測定条件

測定条件は、次の表のとおりとする。

種類	発芽床の条件	温度 (摂氏)	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上若しくは は間又は砂の中	25度	5	14	予熱(50度、7日以内)、水又は一規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦 裸麦	ろ紙の上若しくは は間又は砂の中	20度	4	7	予熱(35度、7日以内)、予冷(5~10度、7日以内)又は0.75%過酸化水素溶液に浸漬3日後発芽率調査
小麦	ろ紙の上若しくは は間又は砂の中	〃	〃	8	
大豆	ろ紙の間又は砂 の中	25度	5	〃	—

注1) 温度は、上下一度の範囲内に留めなければならない。

注2) 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

注3) 測定日には、休眠打破を行つた期間は含まない。第1回目の測定日は、3日までの幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(3) 測定結果の計算

発芽率の測定結果は、2測定区の両方が最低限度基準を上回るものを合格とする。

3) 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

測定試料は、1測定単位につき稲50g、麦類100g及び大豆300gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離し、重量を小数点第1位までのグラム単位で測定する。

第1号様式（第2条関係）

（表）

第 号
種子審査員証
勤務場所 職氏名 年 月 日生
上記の者は、大分県主要農作物種子制度基本要綱第5条の規定によるほ場審査及び生産物審査を行う種子審査員であることを証明する。
年 月 日 大分県知事 印

（裏）

大分県主要農作物種子制度基本要綱抜粋

第5条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてはほ場審査を受けなければならない。

- 2 指定種子生産者は、ほ場審査に合格した指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。
- 3 審査は、大分県指定種子生産ほ場等審査要領に基づき、知事が任命した審査員が実施する。
- 4 審査の基準及び方法は、審査要領で定める。
- 5 前項の基準は、種苗法第61条に基づき農林水産大臣が定める指定種苗の生産等に関する基準を確保することを旨として定める。
- 6 審査を行う審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

第2号様式（第3条関係）
（標札）

大分県指定種子生産ほ場	
指定ほ場番号	
ほ場所在地	
ほ場面積	
種類	
品種	
種子生産者 氏名	
種子生産者 住所	

